

## 第4章 国際知財制度研究会まとめ

### I. はじめに

今年度の国際知財制度研究会においては、国際的な枠組みにおける知的財産を巡る状況、二国間・地域的な経済連携協定における知的財産を巡る状況、及び各国における知的財産制度を巡る状況について、事務局等からの報告の後、議論を行った。本章では上記報告、議論も含め全体を振り返り、まとめにすることとしたい。

### II. 国際的な枠組みにおける知的財産を巡る状況

第一に、「医薬品を巡る最近の議論の状況」においては、継続して重大な社会問題となっている新型コロナウイルス感染症（COVID-19）を取り上げ、国際的な取組例や製薬産業（個別企業を含む）の取組に関する状況が報告されると共に、国際機関・各国・民間における知財の動向や、製薬業界から見た COVID-19 と知的財産に関するスタンス及び課題に関する報告がなされた。研究会では、途上国へのワクチン、医薬品の供給における知的財産の考え方や課題について議論がなされた。また、欧米における特許権の満了した医薬品の高薬価規制、医薬品等の製造ノウハウに係る営業秘密/TRIPS39条3項と公衆の利益：日欧米の制度比較と事例に関する発表が委員から行われ、特に医薬品に関して問題視されている事項について意見交換が行われた。

第二に、「各国際機関における主なパンデミック対応」においては、各国際機関において医薬品アクセスの重要性が再認識され、今後の医薬品アクセスと知財の議論に及ぼす影響については注視が必要である状況下において、WTO、WHO、WIPOそれぞれのパンデミック対応、及び三者共同の取り組みについて報告がなされた。WHOのパンデミック条約、及びIHR改正の検討における、知的財産、及び病原体に対する利益配分などについて議論がなされた。

第三に、「WIPO、WTO/TRIPS理事会等、知的財産の専門的なフォーラムにおける議論の状況」に関しても、近年のフォーラムにおける議論全般の動向に加え、WTO/TRIPS理事会において最も議論のある論点、すなわち、インド・南アフリカによるTRIPSウェイバーの拡大に関して現状の報告がなされ、意見交換が行われた。また、WTO紛争案件のうち、中国の禁訴令に関する措置について、委員からの発表及び意見交換が行われた。

### III. 二国間・地域的な経済連携協定における知的財産を巡る状況

近年のRTAにおける知財章以外の知財関連規定の比較調査について、CPTPP、日EU EPA、日英EPA、RCEPにおける①知財の源泉たる研究開発を含む企業の海外における経済活動や知的財産権を含む投資財産の扱い等について規律する「投資章」、②知的財産を含む情報についての扱い等について規律する「電子商取引章」、③「知財章」を含む各分野を横断的に規律する「紛争解決章」や「例外及び一般規定章」の比較・分析を行い、その結果概要について報告・意見交換が行われた。

#### IV. 各国における知的財産制度を巡る状況

ロシア・ウクライナ情勢を巡る知財関連問題に関連する条約・協定、主要国の法制度等の分析について報告がされた。

第一に、安全保障に関連すると考えられる法制度（特に、日本で施行が予定されている特許非公開制度）について、その概要、産業界からの要望、諸外国との対比等について意見交換が行われた。特に、実務を考慮した上での外国出願のための準備期間や諸外国の特許非公開制度との整合性の確保について議論が行われた。

第二に、ロシアの反制裁措置に対する対処として、投資協定等の活用の可能性について意見交換が行われた。ロシアから「非友好国」と定義された国（日本を含む）が、ウクライナ侵攻に基づくロシアからの措置により被った損害を回復するための方策について議論が行われ、ロシアとの投資協定の活用に関し検討がなされた。また、あわせて、TRIPS 第 73 条/GATT 第 21 条における「戦時その他の国際関係の緊急事態時」について、「緊急事態時」とはいかなる状態であるのか、ロシアによるウクライナ侵攻は他国には「戦時」と解釈できるか等についての意見交換も行われた。

#### V. むすび

経済のグローバル化や情報社会化が益々進展している中、知的財産権を国際的に保護することの重要性は年々高まっており、その実現のために TRIPS 協定や同協定を上回る知的財産の保護を規定する二国間・地域間の経済連携協定の重要性が増しているのみならず、知的財産や科学技術を巡る状況がめまぐるしく変化する現在においては、各国の法制度は、各国のニーズや政策目的に合わせより複雑化している側面もある。

加えて、現下の新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、先進国を含む各国において強制実施許諾の発動に向けた措置がとられるとともに、TRIPS ウェイバーの拡大提案、パンデミック条約案、IHR 改正案の検討もなされているところ、諸外国における対応や国際フォーラムにおける議論の状況が今後の医薬品アクセスと知財を巡る議論に及ぼす影響についても、引き続き注視していく必要がある。

さらに、ロシアによるウクライナ侵攻に伴う不安定な状況下においてロシアが講じている措置（国家安全保障等のための強制実施権の発動、非友好国の知財の保護を弱めようとする様々な動き等）、及びそれによる影響について分析・検討することもグローバルに企業活動を行う産業界には重要である。

かかる状況においては、TRIPS 協定をはじめとする多国間条約の履行確認や、二国間・地域間経済連携協定、投資協定による高いレベルの知財保護のルール化を追求することのみならず、各国の知財法及び関連法の改正・施行動向、知的財産権の執行状況並びに産業界のニーズ動向に関して絶えず注視し、情報収集及び分析をすることが重要であり、そのような情報収集及び分析を通じて、我が国が国際的な枠組みの中で推進すべき知的財産政策について検討することの重要性がますます高まっていると言える。